

# 自治労連22秋闘 住民のいのちと暮らしを守る「公共」 やりがい持てる賃金と待遇改善を

自治労連副中央執行委員長  
長坂 圭造

## はじめに 止まらぬコロナ危機と物価高 やりがい持てる賃金と処遇改善を

新型コロナ感染は、2年半以上に及んでいます。とりわけ、第7波では、感染者の数、死亡者数とも過去最大で、国内で4万人以上のいのちが奪われ、住民の多くが生活苦に追われています。しかし、政府は、自治体任せといった状況です。

物価高も止まりません。とりわけ、影響の大きい円安対策としては、政府は手を打っていません。世界では、99ヶ国の国と地域で消費税の引き下げを実施しています。日銀が13日発表した8月の国内企業物価指数は、前年同月比9.0%上昇の115.1で、18カ月連続で前年を上回っています。コロナ対策の抜本的強化、賃上げと生活支援が必要です。

## 改憲発議を許さず、憲法守りいかす仕事を

先の参議院選挙で、改憲勢力が3分の2を超え、岸田首相は「この3年間で改憲を」と意欲を燃やしています。しかし、政治と旧統一協会との問題や憲法に反する国葬問題で支持率が急落しています。新型コロナ感染で大変な状況なのに、医療や保健所、社会保障など公務公共の拡充を求める私たちの声にもまったく応えようとしていません。

国民の声に耳を傾けることもなく、民主主義を無視して押し進める岸田首相に対して、

「憲法に基づき、医療や保健所、社会保障の拡充を」「立憲主義に基づいた政治を」求め、憲法を学びいかす「憲法大運動」を進めましょう。

## ■いのちを守る2つの大運動をさらにすすめよう

### 住民と職員のいのちと暮らし、健康をあわせて守ろう

岸田首相は、昨年10月に「新しい資本主義」を掲げましたが、実態は、破綻したアベノミクスの新自由主義を継承し、医療介護の負担増など押し進める内容となっています。

長期化するコロナ危機で、医療・保健所などの体制のせい弱さがあらわになったにも関わらず、全世代に負担と給付抑制を押しつける「全世代型社会保障」の継承と「地域医療構想」を推進しようとしています。

また地球温暖化の影響による、異常気象による災害などが各地で起きていますが、この間、公務員削減によって、災害に対して対応が難しくなっている自治体も出ています。

自治労連は、「保健所・公衆衛生」と「自治体病院」そして「雇用・福祉」について、3つの政策提言案を出して、人員増・体制拡充を求めています。

## 長時間過密労働を解消させる 「労基法 33 条」の抜本改正を

保健所や医療現場、災害復旧等で日夜対応に追われる職場では、心と体を壊すほど、負担が増えています。長時間労働による過労死、健康被害をなくすため、実効性ある対策は待ったなしです。

神奈川県職労は、コロナの中、豚熱が発生した際、知事の「一気に収束させる」の号令で、24 時間一日 14 時間 3 交代、猛暑の中での作業を実施。熱中症で救急搬送される職員が何人も出ました。そこで、神奈川県職労は、緊急要請書を提出、豚熱の業務に際して働くルールを労使で協議。応援体制を変更し、3 交代制から 5 交代制にし、休息時間を確保しました。マニュアルも改定させ、さらに検証して、健康を守る働き方を目指しています。

36 協定について、労使できっちり話し合っ  
て締結する、時間外上限規制の運用の厳格化、不払い残業を一掃させ当局に労働時間を正確に把握させる、その上で、必要な人員配置を求めていきましょう。

労安法では、労働安全衛生委員会を月 1 回以上、開催しなければならないとしています。安全衛生委員会を必ず開催させ、安全配慮義務があることを踏まえ、長時間労働やメンタルヘルス不全の実態、対策、勤務間インターバル制度の導入、公務災害・労働災害等について、実効ある対策を協議しましょう。

「災害その他、臨時の必要がある場合」や「公務のために臨時の必要のある場合」といった条文により、青天井の時間外勤務命令を可能とする労基法 33 条の見直しも重要です。そうした状況でも使用者には安全配慮義務があります。法改正や運用の見直し、職場で健康を守る働くルール確立を求めていきましょう。

## ■格差許さず、すべての労働者の大幅賃上げを

### 大幅賃上げ、人員増を

人事院は 8 月 8 日、3 年ぶりの俸給表改定と一時金引き上げの勧告を行いました。

月例給は、初任給は、大卒で 3,000 円、高卒で 4,000 円、官民の較差解消には至らず、最賃を下回る地域もあることの解消にはなっていません。最賃 31 円引上げは、月額 5,200 円程度に引き上げであり、ここにも追いついていません。改定は 30 代半ばまでです。

2 年半以上に及ぶコロナ対応や災害対応での奮闘にふさわしい賃上げが必要です。この間の物価上昇も考慮されておらず、人事院勧告制度の限界は明らかです。労働基本権の代償機関などではないことが、改めて明らかになりました。

一時金は、0.1 月、再任用は 0.05 月を勤勉手当で引上げ、成績主義を強化し、差別と分断を拡大させています。また、会計年度任用職員に関わる非常勤職員の処遇には全く触れられていません。さらに、人事院は、定年引上げの見直しにあわせ、昇任・昇格・昇給の基準、俸給表などを見直す「給与制度のアップデート」を報告しています。生涯賃金の引き下げを許してはいけません。物価高騰への対応、地域経済の循環も含め、自治体に対して、生計費原則にもとづく大幅な賃上げと人員増を求めていきましょう。

### 「ケア労働者」賃上げからすべての労働者の処遇改善へ

岸田首相が経済対策として打ち出した「ケア労働者の賃上げ」は、一部で賃上げを勝ち取ったものの、全体を通して進んでいません。

10月からは公務職場では地方交付税として措置されます。事業の趣旨通り確実に活用させ、ケア労働者の賃上げを勝ち取りましょう。

福島・郡山市職労は、保育士への処遇改善がなぜ必要か、一つは、一般職はと保育職で昇格に差があり、一般職と比べて賃金が上がらない仕組みであること、二つ目には、保育所では、土日も勤務し、早出・遅出のある変則勤務があるが、以前支給されていた手当が廃止され、今はなくなっていると正当性を主張。正規職員には「調整額」として、会計年度任用職員には「加算額」として支給を勝ち取っています。

ケア労働者の賃上げにとどまらず、すべての労働者の大幅賃上げにつながるよう取り組みをすすめてみましょう。福祉保育労、医労連などと連携し、賃上げの財源措置の恒久化を国に求め、都道府県の市町村担当課への要請、市長会・町村会への要請、議員要請など取り組みましょう。単組では、会計年度任用職員など未組の方にも声をかけ、組織化で要求運動を強めましょう。

### 「最賃引き上げ」追い風に、自治体から賃金底上げを

今年は、最賃引き上げ目安Dランク16地方のうち15地方で目安より高く改定させ、10月から最賃が30円～33円引き上げとなります。この間の運動の成果です。全国一律最低賃金1,500円を早期に実現させましょう。経団連のシンクタンク21世紀政策研究所も「公共部門の賃上げと雇用拡大による賃金底上げ」の必要性に言及しています。

会計年度任用職員や若手職員は、最低賃金水準で働いており、中には、最賃以下になる可能性もあります。公務員であっても最賃を

下回ることは許されません。チェックし改善させましょう。

### だれもが安心して働き続けられる定年制度へ

定年引上げの課題は、条例提案で12月議会にずれ込む自治体が多く出る見通しです。

都道府県や政令市で先行して条例化が進みつつありますが、その中で「国どおりだとダメだ」と、労使で国どおりではなく独自としたところがいくつもあります。

例えば、ピーク時特例ですが、60歳以降に退職しても損はしない、というものですが、国と同じ運用だと不利益が生じるケースが出ています。千葉、神奈川、愛知、滋賀、京都で独自のピーク時特例を勝ち取っています。

定年延長者と再任用との待遇格差も生じないように、堺市では、再任用の月例給を改善、一時金の役職加算を改善させた。自治体の実情にそった制度改善が必要です。

### ■憲法・地方自治を守り「公共」を取りもどす運動を

#### 憲法9条いかした外交で戦争と核兵器をなくそう

ロシアによるウクライナ侵略に対して、世界中で「平和を守れ」の世論が広がっています。ウクライナでは、学校や図書館、駅、原発まで破壊し、一般市民が巻き込まれています。戦争しない、平和を守ることは、生活を守る最も大事な基本問題です。国連総会では、140ヶ国以上がロシア侵略への非難決議が2度もあげられています。核兵器禁止条約締結国会議が6月に開かれ、「核なき世界へ進むべき」とメッセージが採択されました。平和

憲法を持ち、唯一の被爆国・日本が平和外交の先頭に立って奮闘することこそ求められています。

### 学習やキャラバンなど「憲法大運動」をすすめよう

私たちの仕事の根幹に関わる憲法について、職場で学び、いかす取り組みが重要になっています。埼玉県本部は、憲法カフェ「コンパ」(Conpa) constitution park を若手弁護士を講師に5月にオンラインで実施。10月にも憲法カフェを計画しています。

静岡自治労連では、ウクライナからの避難民との懇談内容をいかして、自治体との懇談・憲法キャラバンを実施。茨城自治労連は、石岡市長と懇談。「憲法は行政の一番の基本。憲法に基づいてそれぞれ法律があり、我々の仕事も憲法に基づいて行われる。憲法9条は世界に誇れる」と思いが共有されました。憲法学習、憲法キャラバン、憲法守る署名の推進など憲法大運動を進めていきましょう。

### 民営化阻止と再公営化 公務公共の拡充を

2015年、当時の安倍政権は「公的サービスの産業化」として、福祉、教育、介護まで、営利企業の参入ができるようにしました。公務公共の不安定化や質の低下が問題になっています。それに対して、住民運動の力で跳ね返し、再公営化する動きも広がっています。一旦民営化された後、直営に戻された図書館は、全国13県で14施設もあります。大阪府吹田市では、住民との共同の運動で市民課業務の委託計画をストップさせています。

新自由主義政策で、公共のせい弱性があらわになっています。憲法が規定する国民の権利が保障され、安心して暮らすことのできる

地域社会を作っていくため、住民と自治体労働者が手をつなぎ「公共を取りもどす」運動を進めましょう。

### 住民を守る公務公共サービスに民営化はなじまない

今年もやります！「現業大事だ！キャンペーン」。現業署名は10万筆目標。現場の事例集を発行します。

### 地方自治の役割守り 民主的な自治体づくりを

自治体のデジタル化は、住民の福祉の増進を図る、ことや、自治体業務の効率化が期待される一方、職員半減化、など公務の役割を変えようとしています。また、総務省はマイナンバーカード普及状況を普通交付税に反映することを検討し、職員や住民に強制するような動きは、地方自治を歪めるものであり許されません。

6月の東京・杉並区では、「公共の再生」を訴え、京都府知事選挙でも応援をされた岸本新区長が誕生しました。9月11日の沖縄県知事選挙では、新基地建設に反対する玉城氏が勝利しました。新自由主義を転換させ、平和、地方自治を求める国民・労働者の願いがみを結んでいるのではないのでしょうか。住民にとっても職場にとっても大事な首長選挙の取り組みを強めましょう。

### ■非正規・会計年度任用職員の雇用の安定と処遇改善を

#### 1万超え集める現場の声 抜本的改善につなげよう

会計年度任用職員の賃上げ・処遇改善をめ

ざす3Tアクションが加速しています。アンケートには、1万3千を超える回答が寄せられ切実な声が届けられています。9月5日に、中間集計の結果について記者会見を行いました。30社以上の新聞で取り上げられ、実態が広く報じられました。会計年度任用職員など非正規職員は、自治体では4割の方が、働いており、自治体にはなくてはならない存在です。自治体の仕事は、専門性と経験を持った職員でこそ、安定・安心して行うことができます。劣悪な処遇と不安定雇用のしわ寄せは、正規の賃金労働条件や仕事に、そしてサービスを受けている住民に及びます。

会計年度任用職員だけの問題ではありません。正規・非正規が力をあわせてアクションに取り組みましょう。9月からは総務省あての署名に取り組んでいます。アンケートや署名などをきっかけに、仲間を増やして一緒に要求を提出し、要求前進の運動をすすめましょう。

### 「3年目の壁」許さず雇止めをなくそう

会計年度任用職員制度がスタートして3年目、2022年度末は「3年目の公募」による不当な雇止めが全国的に危惧されます。「継続雇用が確約されているわけでもなく、1年先の生活さえ想像することができません。結婚や子育てはもちろん、一人暮らしも不可能です。」など不安な声が寄せられています。組合で交渉し、非公募での継続雇用を勝ち取っている事例や雇止めを撤回した事例もあります。

### 抜本的な賃金引き上げ 一時金支給を

2年連続で一時金が引き下げられ、会計年度任用職員も同様に引き下げられた自治体が

多くあります。22人勸では、若年層の月例給与と一時金が0.1月引き上げられました。会計年度任用職員についても当然引き上げるべきです。会計年度任用職員にも、勤勉手当相当を支給せよ、という運動とあわせて、正規職員の引き上げと均衡ある対応を求めていきましょう。

千葉県職、滋賀県職などでは、一時金削減について圧縮させ、正規の勤勉手当が引き上げられる際にも、会計年度任用職員の期末手当を引き上げる仕組みを勝ち取りました。導入時に、正規が期末・勤勉で4.5月、会計が2.6月、今年、正規が期末・勤勉が4.4月となったら会計は2.55月とすべき。つまり、0.05月引上げとなります。

### ■仲間を増やして要求実現

コロナで大変だからこそ、労働組合が必要です。人手が足りず、不満や不安も声を上げられずに、黙々と頑張っている職員も少なくないのではないのでしょうか。一斉職場訪問や残業激励行動など、組合が目に見える取り組みをしましょう。「お疲れ様です」「残業代がつけることができますか」など声をかけながら、つながりを深め、組織化につなげましょう。

職場で4割、保育園では、6割、7割が会計年度任用職員という職場もあります。3Tアクションは、仲間を増やす絶好の機会です。仲間を増やししながら、仲間の声を要求に反映させ、要求書を提出し、交渉に参加してもらい、取り組みをすすめましょう。

職場の皆さんの声を大事に、要求前進させるためには、組合員を増やすことが大事です。数は力です。みなさんの周りに、まだ、組合に入っていない人がいたら、一緒に働きやす

い職場にしようと声をかけてみましょう。

### たすけあいの自治労連共済。加入をひろげよう

新型コロナで宿泊療養、自宅療養について「みなし入院」として、これまで入院給付金が支払われていましたが、民間保険は、9月26日以降、重症化リスクの高い方（65才以上の方、入院を要する方など）に限定されることになりました。

自治労連共済では、引き続き、宿泊療養、自宅療養の方にも「みなし入院」として支払われます。組合員を守る一助になる安い掛け金で安心な助け合いの自治労連共済です。今民間保険に入っている方も少しの掛け金で、家計を助けるお役に立つ共済です。

### 最後に

安心して働く職場づくり、住民のいのちと暮らしを守る地域、自治体をめざし、力を合わせ、22秋闘を要求前進に頑張っていきましょう！